

# 構造計算適合性判定業務手数料規程

ハウスプラス確認検査株式会社

(総則)

## 第1条

この規程は、別に定める「構造計算適合性判定業務規程」に基づき、ハウスプラス確認検査株式会社が実施する構造計算適合性判定業務に係る手数料（以下「構造計算適合性判定手数料」という。）について、必要な事項を定める。

(構造計算適合性判定手数料)

## 第2条

構造計算適合性判定手数料は、委任された各都道府県別に別表のとおり定める。

- 2 構造計算適合性判定手数料は、構造計算を大臣認定プログラムによる場合または、国土交通大臣が定めた方法による場合に分けて区分し、延床面積に応じて定める。
- 3 前項の延床面積は、一の建築物ごとに算定する。ただし、建築基準法施行令第36条の4に定める建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している部分（地上部部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合も含む。）は、それぞれ別の建築物とみなす。

(附則)

この規程は、平成28年2月17日から施行する。

## 別表

(単位:円/1棟あたり)

### 東京都における構造計算適合性判定手数料

建築物の床面積の合計	大臣認定プログラムを使用した判定	左記以外の方法による判定
1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	108,000 円	156,000 円
1,000m <sup>2</sup> を超え、2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	134,000 円	209,000 円
2,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	147,000 円	240,000 円
10,000m <sup>2</sup> を超え、50,000m <sup>2</sup> 以内のもの	187,000 円	319,000 円
50,000m <sup>2</sup> を超えるもの	319,000 円	587,000 円

※構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とするほか、当該一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該一の建築物の2以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。

### 神奈川県における構造計算適合性判定手数料

建築物の床面積の合計	大臣認定プログラムを使用した判定	左記以外の方法による判定
1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	107,000 円	156,000 円
1,000m <sup>2</sup> を超え、2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	134,000 円	209,000 円
2,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	147,000 円	240,000 円
10,000m <sup>2</sup> を超え、50,000m <sup>2</sup> 以内のもの	187,000 円	318,000 円
50,000m <sup>2</sup> を超えるもの	319,000 円	587,000 円

※構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とするほか、当該一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該一の建築物の2以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。

## 青森県における構造計算適合性判定手数料

建築物の床面積の合計	大臣認定プログラムを使用した判定	左記以外の方法による判定
1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	110,000 円	160,000 円
1,000m <sup>2</sup> を超え、2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	140,000 円	230,000 円
2,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	160,000 円	260,000 円
10,000m <sup>2</sup> を超え、50,000m <sup>2</sup> 以内のもの	240,000 円	410,000 円
50,000m <sup>2</sup> を超えるもの	410,000 円	760,000 円

※構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とするほか、当該一の建築物の 2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該一の建築物の 2 以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。

## 埼玉県における構造計算適合性判定手数料

建築物の床面積の合計	大臣認定プログラムを使用した判定	左記以外の方法による判定
1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	107,000 円	156,000 円
1,000m <sup>2</sup> を超え、2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	134,000 円	209,000 円
2,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	147,000 円	240,000 円
10,000m <sup>2</sup> を超え、50,000m <sup>2</sup> 以内のもの	187,000 円	318,000 円
50,000m <sup>2</sup> を超えるもの	319,000 円	587,000 円

※構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とするほか、当該一の建築物の 2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該一の建築物の 2 以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。

## 宮城県における構造計算適合性判定手数料

建築物の床面積の合計	大臣認定プログラムを使用した判定	左記以外の方法による判定
1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	136,000 円	176,000 円
1,000m <sup>2</sup> を超え、2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	156,000 円	236,000 円
2,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	176,000 円	266,000 円
10,000m <sup>2</sup> を超え、50,000m <sup>2</sup> 以内のもの	216,000 円	356,000 円
50,000m <sup>2</sup> を超えるもの	356,000 円	636,000 円

※構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とするほか、当該一の建築物の 2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該一の建築物の 2 以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。

## 群馬県における構造計算適合性判定手数料

建築物の床面積の合計	大臣認定プログラムを使用した判定	左記以外の方法による判定
1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	107,000 円	156,000 円
1,000m <sup>2</sup> を超え、2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	134,000 円	209,000 円
2,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	147,000 円	240,000 円
10,000m <sup>2</sup> を超え、50,000m <sup>2</sup> 以内のもの	187,000 円	318,000 円
50,000m <sup>2</sup> を超えるもの	319,000 円	587,000 円

※構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とするほか、当該一の建築物の 2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該一の建築物の 2 以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。

## 福島県における構造計算適合性判定手数料

建築物の床面積の合計	大臣認定プログラムを使用した判定	左記以外の方法による判定
1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	116,000 円	158,000 円
1,000m <sup>2</sup> を超え、2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	141,000 円	212,000 円
2,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	161,000 円	253,000 円
10,000m <sup>2</sup> を超え、50,000m <sup>2</sup> 以内のもの	208,000 円	344,000 円
50,000m <sup>2</sup> を超えるもの	353,000 円	643,000 円

※構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とするほか、当該一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該一の建築物の2以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。

## 茨城県における構造計算適合性判定手数料

建築物の床面積の合計	大臣認定プログラムを使用した判定	左記以外の方法による判定
1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	107,000 円	156,000 円
1,000m <sup>2</sup> を超え、2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	134,000 円	209,000 円
2,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	147,000 円	240,000 円
10,000m <sup>2</sup> を超え、50,000m <sup>2</sup> 以内のもの	187,000 円	318,000 円
50,000m <sup>2</sup> を超えるもの	319,000 円	587,000 円

※構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とするほか、当該一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該一の建築物の2以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。

## 栃木県における構造計算適合性判定手数料

建築物の床面積の合計	大臣認定プログラムを使用した判定	左記以外の方法による判定
1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	107,000 円	156,000 円
1,000m <sup>2</sup> を超え、2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	134,000 円	209,000 円
2,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	147,000 円	240,000 円
10,000m <sup>2</sup> を超え、50,000m <sup>2</sup> 以内のもの	187,000 円	318,000 円
50,000m <sup>2</sup> を超えるもの	319,000 円	587,000 円

※構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とするほか、当該一の建築物の 2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該一の建築物の 2 以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。

## 秋田県における構造計算適合性判定手数料

建築物の床面積の合計	大臣認定プログラムを使用した判定	左記以外の方法による判定
1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	133,000 円	194,000 円
1,000m <sup>2</sup> を超え、2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	165,000 円	259,000 円
2,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	183,000 円	295,000 円
10,000m <sup>2</sup> を超え、50,000m <sup>2</sup> 以内のもの	231,000 円	393,000 円
50,000m <sup>2</sup> を超えるもの	393,000 円	721,000 円

※構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とするほか、当該一の建築物の 2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該一の建築物の 2 以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。

## 岩手県における構造計算適合性判定手数料

建築物の床面積の合計	大臣認定プログラムを使用した判定	左記以外の方法による判定
1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	129,000 円	179,000 円
1,000m <sup>2</sup> を超え、2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	158,000 円	237,000 円
2,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	173,000 円	270,000 円
10,000m <sup>2</sup> を超え、50,000m <sup>2</sup> 以内のもの	217,000 円	357,000 円
50,000m <sup>2</sup> を超えるもの	362,000 円	651,000 円

※構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とするほか、当該一の建築物の 2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該一の建築物の 2 以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。

## 山形県における構造計算適合性判定手数料

建築物の床面積の合計	大臣認定プログラムを使用した判定	左記以外の方法による判定
1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	138,000 円	177,000 円
1,000m <sup>2</sup> を超え、2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	167,000 円	235,000 円
2,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	182,000 円	267,000 円
10,000m <sup>2</sup> を超え、50,000m <sup>2</sup> 以内のもの	225,000 円	354,000 円
50,000m <sup>2</sup> を超えるもの	370,000 円	647,000 円

※構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とするほか、当該一の建築物の 2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該一の建築物の 2 以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。



## 千葉県における構造計算適合性判定手数料

建築物の床面積の合計	大臣認定プログラムを使用した判定	左記以外の方法による判定
1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	107,000 円	156,000 円
1,000m <sup>2</sup> を超え、2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	134,000 円	209,000 円
2,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	147,000 円	240,000 円
10,000m <sup>2</sup> を超え、50,000m <sup>2</sup> 以内のもの	187,000 円	318,000 円
50,000m <sup>2</sup> を超えるもの	319,000 円	587,000 円

※構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とするほか、当該一の建築物の 2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該一の建築物の 2 以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。

## 新潟県における構造計算適合性判定手数料

建築物の床面積の合計	大臣認定プログラムを使用した判定	左記以外の方法による判定
1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	130,000 円	180,000 円
1,000m <sup>2</sup> を超え、2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	160,000 円	240,000 円
2,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	170,000 円	270,000 円
10,000m <sup>2</sup> を超え、50,000m <sup>2</sup> 以内のもの	220,000 円	360,000 円
50,000m <sup>2</sup> を超えるもの	360,000 円	660,000 円

※構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とするほか、当該一の建築物の 2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該一の建築物の 2 以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。

## 富山県における構造計算適合性判定手数料

建築物の床面積の合計	大臣認定プログラムを使用した判定	左記以外の方法による判定
1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	120,000 円	160,000 円
1,000m <sup>2</sup> を超え、2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	150,000 円	210,000 円
2,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	170,000 円	270,000 円
10,000m <sup>2</sup> を超え、50,000m <sup>2</sup> 以内のもの	210,000 円	350,000 円
50,000m <sup>2</sup> を超えるもの	360,000 円	640,000 円

※構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とするほか、当該一の建築物の 2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該一の建築物の 2 以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。

## 福井県における構造計算適合性判定手数料

建築物の床面積の合計	大臣認定プログラムを使用した判定	左記以外の方法による判定
1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	120,000 円	160,000 円
1,000m <sup>2</sup> を超え、2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	150,000 円	210,000 円
2,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	160,000 円	240,000 円
10,000m <sup>2</sup> を超え、50,000m <sup>2</sup> 以内のもの	200,000 円	320,000 円
50,000m <sup>2</sup> を超えるもの	320,000 円	580,000 円

※構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とするほか、当該一の建築物の 2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該一の建築物の 2 以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。

## 山梨県における構造計算適合性判定手数料

建築物の床面積の合計	大臣認定プログラムを使用した判定	左記以外の方法による判定
1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	121,000 円	170,000 円
1,000m <sup>2</sup> を超え、2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	148,000 円	224,000 円
2,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	162,000 円	256,000 円
10,000m <sup>2</sup> を超え、50,000m <sup>2</sup> 以内のもの	203,000 円	337,000 円
50,000m <sup>2</sup> を超えるもの	339,000 円	613,000 円

※構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とするほか、当該一の建築物の 2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該一の建築物の 2 以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。

## 長野県における構造計算適合性判定手数料

建築物の床面積の合計	大臣認定プログラムを使用した判定	左記以外の方法による判定
1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	100,000 円	140,000 円
1,000m <sup>2</sup> を超え、2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	120,000 円	190,000 円
2,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	130,000 円	230,000 円
10,000m <sup>2</sup> を超え、50,000m <sup>2</sup> 以内のもの	170,000 円	300,000 円
50,000m <sup>2</sup> を超えるもの	300,000 円	560,000 円

※構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とするほか、当該一の建築物の 2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該一の建築物の 2 以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。

## 石川県における構造計算適合性判定手数料

建築物の床面積の合計	大臣認定プログラムを使用した判定	左記以外の方法による判定
200m <sup>2</sup> 以内のもの	90,000 円	120,000 円
200m <sup>2</sup> を超え、2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	110,000 円	140,000 円
500m <sup>2</sup> を超え、1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	120,000 円	160,000 円
1,000m <sup>2</sup> を超え、2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	150,000 円	210,000 円
2,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	160,000 円	240,000 円
10,000m <sup>2</sup> を超え、50,000m <sup>2</sup> 以内のもの	200,000 円	320,000 円
50,000m <sup>2</sup> を超えるもの	320,000 円	580,000 円

※構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とするほか、当該一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該一の建築物の2以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。